

東京都福祉のまちづくり条例改正及び推進計画策定の基本的考え方

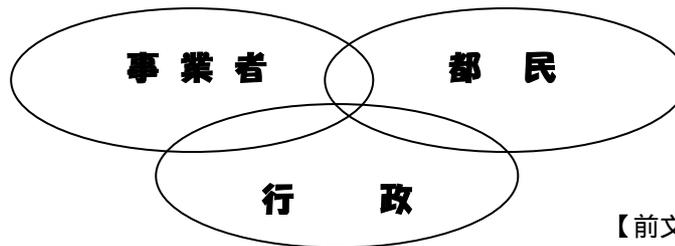
1 東京都福祉のまちづくり条例改正の基本的考え方

東京都福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザインの考え方に立って、行政、事業者、都民が協働しながら総合的・計画的に進めることを目的とした条例とする。また、東京都の各部門の施策について、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの視点を取り入れ、進めるための役割を担うこととする。

新条例イメージ図

基本理念

これまでの福祉のまちづくりの取組をさらに前進させ、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりをユニバーサルデザインの考え方に立って、行政、事業者、都民が協働して進める。



【前文及び第1章】

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進

都民及び事業者の福祉のまちづくりへの理解促進

一般都市施設（建築物・道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）の整備

バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例との関係整理による、福祉のまちづくり条例の新たな役割

移動支援、住宅整備、情報サービス等の推進

【第2章】

施策の推進

東京都福祉のまちづくり推進協議会

各部門の諸施策における福祉のまちづくりの取組（住宅、災害、情報、観光等）を進めるための推進計画の策定

「2 推進計画の基本的考え方」参照

継続的な改善や総合的・計画的な取組を進めるための仕組み（都民の意見反映及び評価の実施等）

事業者等への支援

【第3章】

2 推進計画策定の基本的考え方

条例の新たな理念であるユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの施策を総合的・計画的に進めるための推進計画を新たに策定する。

計策策定のための主要な柱立ての他、都民の意見反映及び計画終了時の事後評価の実施など、基本的考え方について検討する。

推進計画策定イメージ図

(第6期推進協議会「福祉のまちづくりの新たなステージに向けて」より)

